

# 伊勢市公報

第439号  
 令和6年2月20日  
 火曜日

## 目次

	頁
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	2
<b>告 示</b>	
○ 道路の区域変更について	4
○ 市議会定例会の招集について	5
○ 地縁団体の認可について	6
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	8
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	9
○ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	10
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	12
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	13
<b>公 告</b>	
○ 公示送達	14
○ 農用地利用集積計画について	16
○ 森林整備計画の変更に係る案の縦覧について	17
<b>上下水道事業公告</b>	
○ パブリックコメントの結果公表について	18

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年2月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第1号

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表下水道事業費用の部営業外費用の款支払利息及び企業債取扱諸費の項中

「

流域下水道事業債 利息	流域下水道事業債に対する 利息
----------------	--------------------

」を

「

流域下水道事業債 利息	流域下水道事業債に対する 利息
資本費平準化債利 息	資本費平準化債に対する利 息

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の別表第2の2の表の規定は、令和6年度の事業年度から適用する。

伊勢市告示第 15 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 2 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	古市楠部線	久世戸町字蝮尾 82 番 2 地先から 楠部町字広瀬乙 202 番 24 地先まで	旧	6.5～12.2	56.6
			新	6.5～ 8.3	56.6

伊勢市告示第 16 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 6 年 2 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 6 年 2 月 19 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

## 伊勢市告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 2 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

河崎南側町内会

### 2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、会員の親睦和合を培い、町自治の発展並びに良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員の厚生福利増進に関する事業
- (2) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (3) 町内に関する諸問題の調査、研究及び推進
- (4) 関係官公庁との緊密な連絡を保ち、事務の円滑な推進
- (5) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (6) 公民館等、施設の維持管理
- (7) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

### 3 区域

本会の区域は、伊勢市河崎 3 丁目 1 番 2 号から 8 番 52 号まで、神久 1 丁目 1 番 24 号から 1 番 26 号まで及び神久 3 丁目 3 番 4 号から 3 番 6 号までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市河崎 3 丁目 905 番地 3 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

中西 利生

伊勢市河崎 3 丁目 3 番 24 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任

の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

令和 6 年 1 月 29 日

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和6年2月8日

伊勢市教育委員会  
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和6年2月15日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件  
議案第5号 奨学生の決定について

伊勢市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定による、  
公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人  
名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記  
のとおり定めます。

令和6年2月15日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 竜田 節夫

記

- 1 公表の方法 伊勢市公告式条例による
- 2 公表に係る閲覧状況の期間  
自 令和5年1月1日  
至 令和5年12月31日
- 3 公表の時期 令和6年2月

伊勢市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、  
公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く）の状況について、次のとおり公表します。

令和6年2月15日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 令和5年1月1日

至 令和5年12月31日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 令和5年1月1日  
至 令和5年12月31日

公職選挙法第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	株式会社 百五総合研究所	「みえの子どもや子育てを取り巻く状況等調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	R5.6.2	全地区(212人)	三重県津市岩田21-27	第28条の3第1項
2	一般社団法人 中央調査社	「第20回統一地方選挙に関する意識調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	R5.6.6	浦口4丁目(17人)	東京都中央区銀座5-15-8	第28条の3第1項
3	株式会社 東京商工リサーチ支店 津	「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	R5.6.13	全地区(370人)	三重県津市栄町1-840 グランスクスエア津	第28条の3第1項
4	一般社団法人 共同通信社	「ニュース報道のための有権者意識調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	R5.9.5	修道第2、四郷第1投票区(24人)	東京都港区東新橋1-7-1	第28条の3第1項
5	株式会社 東京商工リサーチ支店 津	「令和5年度防災に関する県民意識調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	R5.9.22	全地区(391人)	三重県津市栄町1-840 グランスクスエア津	第28条の3第1項
6	株式会社 東京商工リサーチ支店 津	「令和5年度医療に関する県民の意識調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	R5.9.22	全地区(360人)	三重県津市栄町1-840 グランスクスエア津	第28条の3第1項
7	読売新聞東京本社 編集部 世論調査部	「政治・選挙に関する世論調査」作成に係る調査対象者の無作為抽出	R5.10.5	四郷第3投票区(45人)	東京都千代田区大手町1-7-1	第28条の3第1項
8	株式会社 東京商工リサーチ支店 津	「みえ県民1万人アンケート業務」作成に係る調査対象者の無作為抽出	R5.11.1	全地区(720人)	三重県津市栄町1-840 グランスクスエア津	第28条の3第1項
9						
10						
11						

伊勢市農業委員会告示第2号

伊勢市農業委員会第218回総会を次のとおり招集します。

令和6年2月8日

伊勢市農業委員会  
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和6年2月15日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
  - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

## 伊勢市上下水道事業告示第2号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和6年2月16日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和6年2月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和6年3月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
勢田町、宇治浦田3丁目、桜木町、小俣町元町、御菌町上條、二見町溝口、二見町山田原、二見町荘、小俣町新村、御菌町長屋、神田久志本町、小俣町明野及び小俣町湯田の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町1126番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第3号

公 示 送 達

下記の者の令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和6年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略

伊勢市公告第4号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和6年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により伊勢市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第10条の5第7項において読み替えて準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該伊勢市森林整備計画変更の案を縦覧に供します。

なお、伊勢市森林整備計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、伊勢市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和6年2月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 縦覧期間

自 令和6年2月15日

至 令和6年3月15日

### 2 縦覧場所

伊勢市産業観光部農林水産課

## 伊勢市上下水道事業公告第1号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市水道事業ビジョン（中間見直し）（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和6年2月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市水道事業ビジョン（中間見直し）（案）
- 2 案の公告日  
令和5年12月1日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市上下水道部上水道課に備え置いて縦覧に供します。